



『働く者への支援制度』

状況	制度	おもな内容	相談先
会社から指示されて仕事を休んでいる (会社の自主的判断や責任で休ませる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ■休業手当 (労働基準法第 26 条) ■雇用調整助成金 (企業への助成) 	<ul style="list-style-type: none"> ■正規、非正規といった雇用形態に関係なく、労働者は直近 3 か月間の平均賃金の 6 割以上の休業手当がもらえる ■国は雇用を守る企業に休業手当の最大 9 割 (大企業 4 分の 3、中小企業 10 分の 9) を助成。 ※一人も解雇していないこと条件 ※中小への助成は上乘せ検討中	企業の担当部署や各地の労働基準監督署
臨時休校・休園による子供の世話で働けない 	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校休業等対応助成金・支援金 (小学校、幼稚園、保育園対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ■給与付き特別休暇を与えた企業に 1 人あたり 1 日 8330 円まで助成 ■一定条件を満たすフリーランス (個人事業主) には一律 1 日 4100 円支給 	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
業務中、通勤中で感染して働けなくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ■労災保険の休業補償 	<ul style="list-style-type: none"> ■おおむね直近 3 か月間の平均賃金の 8 割を補償 	各地の労働基準監督署や労災保険相談ダイヤル 0570-006031
業務外での感染で働けなくなった	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険の疾病手当 	<ul style="list-style-type: none"> ■おおむね直近 3 か月間の平均賃金の 3 分の 2 を補償 	協会けんぽや保険組合
解雇や雇止めで失業 	<ul style="list-style-type: none"> ■雇用保険の失業給付 	<ul style="list-style-type: none"> ■求職中、おおむね離職前賃金の 45～80% 給付 (年齢や勤続年数で異なる) 	各地のハローワーク
解雇や雇止めで家賃の支払いができない	<ul style="list-style-type: none"> ■住居確保給付金 (生活困窮者自立支援制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■求職中 (原則 3 か月)、支援が受けられる。※自治体によって給付額や条件が異なる 	各市町村が所管する自立支援窓口
失業・休業等により生計維持が困難になった 	生活福祉支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ■緊急小口資金 (休業された方向け) ■総合支援資金 (失業された方等向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急且つ一時的に生計困難となった場合の少額費用貸付 (特例上限額 20 万円、その他 10 万円、償還期限 2 年、無利子、保証人不要) ■生活再建までの間 (最大 3 か月) の生活費用貸付 (上限額月 20 万円、償還期間 10 年、無利子、保証人不要) 	各市町村の社会福祉協議会
会社が倒産して未払い賃金がある	<ul style="list-style-type: none"> ■未払賃金立替払制度 	<ul style="list-style-type: none"> ■上限はあるが、一定期間の未払い賃金と退職手当の 8 割を立て替えてもらえる制度 	各地の労働基準監督署や独立行政法人労働者健康安全機構

※会社の自粛期間中の休みを年次有給休暇 (有休) の消化を促すことは違法。

